

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市（以下「市」という。）の承認を受け、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 着ぐるみを利用することができる者は、法人その他の団体とする。

(対象行事)

第3条 貸出対象行事は、次に掲げるものとする。

- (1) 市又は知立市観光協会（以下「観光協会」という。）が共催又は後援する行事
- (2) 学校、自治会、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む）が知立市内で開催する行事
- (3) 民間企業等が知立市内で開催する行事
- (4) その他市長が公益的観点から適当と判断できる行事

(貸出の手續)

第4条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ使用申請書（様式第1）を、使用を希望する日の属する月の3ヶ月前の月の1日から月末までに知立市観光交流センター条例（令和4年知立市条例第30号）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 使用に係る申請は、原則として先着順に受け付ける。この場合において、申請日及び借用日が同日かつ先着順が判別できない場合には、別表1の優先順位に基づき、使用の可否を決定するものとし、同じ優先順位の行事については協議にて決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、使用を希望する日の属する月の3ヶ月前の月末までに使用の申込みのない日に関しては、使用を希望する日の1週間前を期日として先着順に申込みを受け付けるものとする。

(使用の承認)

第5条 指定管理者は、前条の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、マスコットキャラクター着ぐるみ使用承認書（様式第2）により着ぐるみの使用を承認する。

- (1) 使用を希望する行事が、第3条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 第9条1項各号に定める遵守事項に従って使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令に違反し、または公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 「ちりゅっぴ」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当であると認めたとき。

2 指定管理者は、着ぐるみの使用が前項の各号のいずれかに該当すると認め、使用を承認しないときは、マスコットキャラクター使用不承認書（様式第3）により使用希望者にその旨を通知する。

（貸出方法）

第6条 使用承認を受けた使用者は、指定管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

2 申請・借受け及び返却の日時は、貸出前に指定管理者と協議する。

（貸出期間及び申込時間）

第7条 借受けから返却までの期間（以下「貸出期間」という。）は、原則として1週間以内とする。ただし、指定管理者が必要と認めた場合には、これを延長することができる。

（使用料）

第8条 着ぐるみの貸付料の要否は、別表2のとおりとする。

2 使用料は指定管理者に支払い、その金額は以下のとおりとする。

(1) 借用期間が12時間未満の場合 6,000円（税別）

(2) 借用期間が12時間以上の場合 12,000円（税別）

3 使用者は、その支払い期日及び支払い方法について、指定管理者の指示に従わなければならない。

4 使用者は、申請した貸出期間を超過して使用した場合は、申請内容にかかわらず実際の貸出期間に応じて第2項に定めた使用料を支払わなければならない。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申請書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- (7) 安全対策のため、必ず1名以上の補助者を付けること。
- (8) 身長が150cmから160cmまでの者が着用すること。
- (9) 使用後は消臭スプレー等を使用し、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- (10) マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと及び公衆の面前で着脱は行わないこと。
- (11) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し)

第10条 指定管理者は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長の承認を得た上でその使用の承認を取消すとともに、その後、その使用者への貸与は行わない。

2 前項の規定により使用の承認を取り消した場合、貸付料の返金は行わないものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者が着ぐるみを破損し、汚損し、改造し、又は紛失した場合は、使用者の責任及び負担により原状に復し、又は市に対し損害を賠償するものとする。

(被害等の責任)

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長及び指定管理者は一切の責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 使用に関する優先順位

優先順位 1	知立市または観光協会、指定管理者が利用する行事
" 2	学校、自治会、NPO法人、社会福祉法人等

	の公共的団体が知立市内で開催する行事。
" 3	民間企業等が知立市内で開催する公共的な 目的で開催する行事。
	その他、市長が公益的観点から適当と判断で きる行事。

別表2 貸付料の要否

使用者	使用料の要否
市又は観光協会	無料
学校、自治会、公共的団体	
ちりゅっぴサポーターズ	
企業・団体会員	
上記以外の団体	有料

様式第1（第4条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用承認申請書

年 月 日

知立市観光交流センター指定管理者 様

申請者

住 所

団体名

代表者

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみを以下のとおり使用したいので、申請します。なお、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ貸出要綱を遵守いたします。

行 事 名	
使用目的及び 使用 内 容	
参加者とのふれあい	<input type="checkbox"/> あり（HP 掲載可） <input type="checkbox"/> あり（HP 掲載不可） <input type="checkbox"/> なし ※外部の人が参加できない行事については、掲載不可としてください。
使 用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時
使 用 場 所	
借 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
借受希望日時	年 月 日 午前・午後 時
返却予定日時	年 月 日 午前・午後 時
連 絡 先	(担当者名) (電 話)

<添付資料>

- ・行事の概要がわかるもの。（企画書等）
- ・申請者の概要を示すもの。

様式第2（第5条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付で申請のありました知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみの使用については、次のとおり承認します。

なお、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ貸出要綱に基づき使用してください。

行 事 名	
使用目的及び 使用 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
貸 付 料	有料（税込み 円） ・ 無料
承 認 番 号	第 号
使用条件	

様式第3（第5条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用不承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付で申請のありました知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」
着ぐるみの使用については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第4（第4条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用変更承認申請書

年 月 日

知立市観光交流センター指定管理者 様

申請者

住 所

団体名

代表者

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
行 事 名		
使用目的及び 使 用 内 容		
使 用 日 時		
使 用 場 所		
借 用 期 間		
借受希望日時		
返却予定日時		
変 更 理 由		
添 付 書 類	※変更が確認できる書類	

様式第5（第10条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用承認取消書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付で承認番号第 号で承認した知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみの使用については、次の理由により使用承認を取消します

理 由